

一般廃棄物収集運搬業許可証

函環第111-5号

住所 静岡県田方郡函南町軽井沢281番地の61  
氏名 日本トリートメント産業株式会社 代表取締役 望月章雄  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可  
します。

記

町内にある事務所又は営業所の所在地	函南町軽井沢281番地の61
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
業務内容	一般廃棄物の収集運搬
許可期間	自令和8年4月1日 至令和10年3月31日
条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 函南町内の家庭より排出される一般廃棄物（燃やせるごみ・粗大ごみ）及び申請書記載の事業所より排出される一般廃棄物（燃やせるごみ）の収集、運搬に限る。</li><li>2 廃棄物を運搬する過程で積み替え保管を行ってはならない。</li><li>3 函南町ごみ焼却場へ産業廃棄物を搬入してはならない。</li><li>4 収集運搬過程で廃棄物が飛散・流失及び悪臭が漏れることのないようする。</li><li>5 函南町ごみ焼却場への搬入時間は、8時30分から16時30分までとする。</li><li>6 函南町ごみ焼却場への搬入車両は申請書記載車輛に限る。</li><li>7 申請内容に変更が生じたときは、その変更した日から10日以内に町長に届け出ること。</li><li>8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに函南町廃棄物の処理及び減量に関する条例を遵守すること。</li><li>9 毎月の業務状況を、一般廃棄物処理業業務報告書により、翌月10日まで報告すること。</li><li>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び許可条件に違反したときは、許可を取り消す。</li></ol>
変更等の状況	

令和8年3月25日

函南町長 仁科 喜世

